

## 景観計画区域

(景観計画重点区域を除く)

次の表に該当する建築物等の新築、増築、改築もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更（但し、軽微なものは除く）

### 建築物

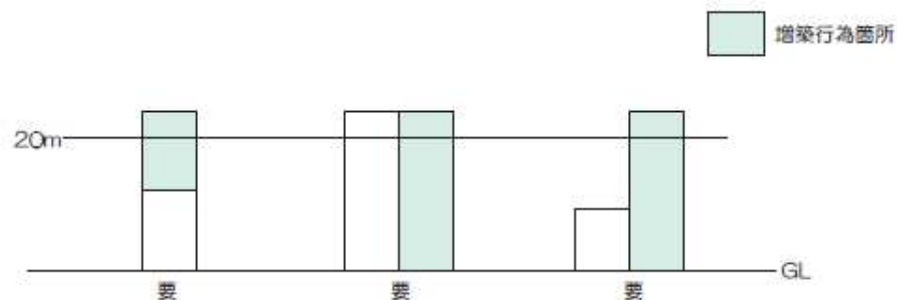
高さ	建築面積	最長部の長さ
20m を超える	1,000m <sup>2</sup> を超える	50m を超える

最長部長さ：水平方向の投影面の最長部の長さ  
《例》

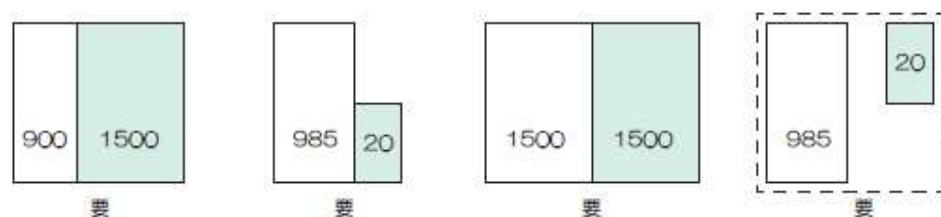
(注：但し、行為に係る部分が高さ5m以下かつ床面積・行為面積が10m<sup>2</sup>以下の場合は除きます)

### ●対象となる増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えの例

#### 1. 高さ



#### 2. 建築面積



## 工作物

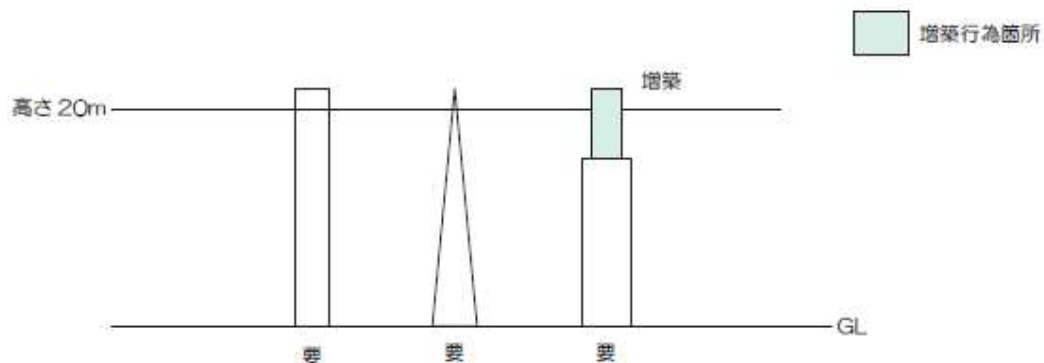
- ア. 煙突
- イ. 鉄筋コンクリート造の柱、木柱その他これらに類するもの
- ウ. 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- エ. 高架水槽、物見塔その他これに類するもの
- オ. ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- カ. コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- キ. 自動車車庫の用途に供する立体的な施設
- ク. 飼料、肥料、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する施設
- ケ. 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- コ. 電気供給又は有線電気通信のための電線路その他これらに類するもの
- サ. 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

高さ	築造面積	最長部の長さ
20m を超える	1,000m <sup>2</sup> を超える	50m を超える

(注：但し、行為に係る部分が高さ5m以下かつ床面積・行為面積が10m<sup>2</sup> 以下の場合は除きます)

### ●対象となる工作物の例

煙突、鉄筋コンクリート造の柱、木柱、鉄柱、装飾塔、高架水槽、物見塔



### 開発行為等

次の表に該当する土地において、建築物の建築等を目的とした区画形質の変更、切土、盛土等の行為を行うもの

開発区域面積	300m <sup>2</sup> 以上
--------	----------------------